

行政事件訴訟法の改正について

最高裁判所事務総局行政局

1 はじめに

2 行政事件訴訟法改正についての裁判所のスタンス

3 行政事件訴訟法が改正された場合の司法行政における手当て

- ・ 事件数の変動について

人的・物的態勢の整備

情報通信機器のより一層の活用

- ・ 専門性強化について

行政事件の複雑・困難・多様化

集中部の設置の検討

情報提供の充実

4 裁判官の意見について